令和８年度　第２回　保倉区地域協議会

次　第

日時：令和8年5月28日（火）午後６時～
会場：保倉地区公民館　研修室

１　開　　会

２　会長あいさつ

３　議　　題

【報告事項】

・地域自治の推進に向けた今後の方策案について

【自主的な審議】

・町内子ども会役員との懇談会準備について

４　そ の 他

・次回地域協議会

令和８年　　月　　日（　）午後６時～　保倉地区公民館

５　閉　　会

地域自治の推進に向けた
今後の方策案について

令和8年5月
地域政策課

INDEX

1　これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2　今後の取組の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

3　地域活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

4　地域運営組織への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・17

5　地域協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

6　地域自治区の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

7　今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

－ これまでの取組 －

上越市における地域自治区制度の沿革

平成17年 13区に地域自治区（合併特例法）、地域協議会、総合事務所を設置

平成18年 ○上越市における都市内分権及び住民自治に関する研究会

上越市における都市内分権及び住民自治の在り方を探ることを目的として、平成18年4月、地方自治に高い知見を有する5名の学識経験者からなる上越市における都市内分権及び住民自治に関する研究会を設置し、地域自治区を基軸とした議論を通して、地域自治区及び地域協議会の在り方や住民組織とのかかわり等について研究を実施。

平成20年 上越市自治基本条例制定、13区の地域自治区を地方自治法に基づく一般制度へ移行

平成21年 15区に地域自治区（一般制度）、市内3か所にまちづくりセンターを設置

平成25年 ○上越市地域協議会の一層の活性化に向けた検証会議（～H26）

上越市では、平成25年度から2年間にわたり、上越市地域協議会検証会議を設置し、地域協議会の一層の活性化に向け、制度の検証作業を実施。

令和 4年 ○地域自治推進プロジェクトに着手

地域の活力が高まるよう、地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化に向けて検討に着手。

地域自治推進の取組

地域自治推進プロジェクトにおける検討

※　地域協議会委員との意見交換会（令和7年5～7月実施）資料から変更修正なし

≪現状に対する課題認識≫

「住民同士の支え合い」や「活気を生み出す」ような、
自治区単位での**自主的な活動がなかなか広がらない**

要因
- 活動を企画・実行する**人材の確保が困難**
- 地域自治区制度の下で、地域の課題を拾い上げ、**地域や市に対して解決策の提案まで到達する事例が限定的**

≪課題解決の方向性≫

地域と市が一緒になって話し合い、市内各所の多様な
資源をいかしながら**地域の活力を高めていく取組を実現**




≪検討の観点≫

- どうやって**「地域のことを地域で実行できる取組」**を生み出していくか
- どうやって**「地域の人材」**を取り込むか
- どうやって**「地域のニーズ」**を把握していくか

≪目　的≫　地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化を図る

≪検討事項と論点例≫

① 地域自治区の区域
　論点 区域設定の考え方の再整理
② 地域協議会
　論点 役割の再整理
③ 地域の団体
　論点 公益的活動の充実
④ 財源支援の仕組み
　論点 事業の検討・提案方法、評価方法
⑤ 総合事務所及びまちづくりセンター
　論点 地域との関わり方

≪これまでの取組≫

- 地域活動支援事業　→　地域独自の予算事業（令和5年度～）

- 総合事務所、まちづくりセンターを含む庁内での協議
- 住民組織など地域の活動団体へのヒアリング調査
- 地域協議会委員へのアンケート調査
- 外部有識者からの意見聴取　　など

≪最終目標≫

地域に住み続けることに誇りと愛着を持ち、市民生活の満足感の高揚や質の向上が図られる取組を生み出した状態

地域協議会との意見交換会（R7年5～7月）

※　地域協議会委員との意見交換結果資料（令和7年8月）から一部加工

	現行制度	方策案R7.3	主な論点
地域自治区の区域	• 28区	• 28区を維持 • 地域の実情を踏まえ、必要に応じて見直しを検討	• 制度導入から20年が経過し、13区と15区ではそれぞれ状況の違いが明らかである。自治区制度の枠組みを堅持しつつも、制度運用に当たっては、区ごとに柔軟な対応が取れるような制度設計が可能かどうか。
地域協議会 ⑴ 役割（取組）	• 諮問、答申 • 自主的な審議	• 諮問、答申 • 自主的な審議 • 地域ビジョンの策定	• ビジョンについては、簡便な内容を求める声もあれば、実効性のあるしっかりした内容とすべきとの声もある。実効性や実現性を両立するため、どの程度の計画内容やプロセスを想定するか。 • 公募公選の存続を希望する声も聞かれた。「団体推薦＋公募」に公募公選の要素を追加するなどの方法も考えられるのではないか。 • 団体推薦は、区ごとに状況が異なるため、上手く運用できるのか。（団体数が多い市街地の区では選ぶのは困難であり、少ない区では幅広い業種からの推薦は困難） • 定数枠について、青天井ではなく「人口規模に応じた定数上限」又は「各区の現定数を上限とする」などの制限が必要ではないか。 • 任期は制限するべきではないという声や、一斉改選により議論の継続性が失われないようにとの意見もあるが、どのように対応するか。 • 報酬がかえって活動の足かせとなる可能性もある中、費用弁償の在り方も含めてどのように設定するか。
⑵ 委員選定	• 公募公選	• 団体推薦+公募（選任投票なし）	
⑶ 人数	• 定数（12～20人）	• 団体推薦委員…地域の実情に応じて決める • 公募委員…団体推薦委員と同数以下 • 地域ごとに下限を設定、上限なし	
⑷ 任期・期数	• 4年 • 期数制限なし	• 4年 • 連続2期まで	
⑸ 報酬	• 無報酬	• 一定額を支給	
⑹ 費用弁償	• 1,200円/1出席	• 交通費実費	
地域の団体（地域運営組織）	• 資金支援（住民組織活動基盤整備事業、公の施設の使用料減免、主催、共催、後援等）	• 人的支援 • 資金支援 • アドバイス等支援	• 15区の多くには、方策案にあるような住民組織は存在していない。どのような組織を、どのように立ち上げていくのか。

地域協議会との意見交換会（R7年5～7月）

※　地域協議会委員との意見交換結果資料（令和7年8月）から一部加工

	現行制度	方策案R7.3	主な論点
財源支援の仕組み	• 地域独自の予算事業	• 方策案①（地域ビジョンに基づき実施） • 方策案②（その他市民活動の支援）	• 市の財政的な制約や他の補助金との整合性などに気を配りながら、補助対象、上限額、補助率等をどのように設定するか。 • 地域独自の予算事業では、予算編成のプロセスを考慮して前年度の申請をお願いしているが、実施までに時間が空き過ぎるとの声もある、スピード感を改善できるかどうか。
地域自治区の事務所	• コミュニティプラザの設置運営 • 公民館の設置運営 • 総合事務所及びまちづくりセンターによる伴走支援 • 集落づくり推進員の配置（12地区）	• 集落づくり推進員の配置拡充 • 地域とのかかわりの強化 • 公民館主事との連携強化	• 集落づくり推進員や公民館主事には、既存の業務がある中で、地域自治の支援に参画あるいは連携していただくために、どのような調整が必要か。 • 全庁的な人員配置の在り方を踏まえつつ、まちづくりセンターの権限と体制をどのように考えるか。

令和7年度 市民活動支援講座

趣旨・目的

- 地域自治推進プロジェクトとして検討してきた「地域自治」の考え方や、地域自治を推進する仕組みの一つである「地域運営組織（RMO）」の重要性・必要性を広く共有する。
- 国内での具体的な活動事例から地域運営組織の具体的なイメージを学び、理解・関心を深め、当市にふさわしい組織の在り方について考える機会とする。

開催実績　～地域運営組織（RMO）ってなに？～

開催日	内容	講師・コーディネーター	参加者数
R7.9.29	地域自治と地域運営組織のイロハ	東京都立大学法学部教授 大杉　覚　氏	62名
R7.10.24	公民館を拠点とした「まち協」による地域づくり	白石市市民経済部まちづくり推進課 主幹 佐々木　さつき　氏 白石市斎川公民館斎川まちづくり協議会 事務長 佐藤　幸枝　氏 NPO法人まぢラボ 石本　貴之　氏	52名
R7.11.15	都市と地方・農村をつなぐ地域運営組織	世界ファーマーズマーケット連合代表 リチャード・マッカーシー　氏 ウッドワーク・杣事務所 代表 関原　剛　氏	54名
R7.12.23	多世代参加と連携を活かした地域づくり	高根フロンティアクラブ 会長 鈴木　信之　氏 一般社団法人高根コミュニティラボわぁら事務局 能登谷　愛貴　氏 NPO法人まぢラボ 石本　貴之　氏	46名
R8.3.14	持続可能なまちづくりに向けた地域運営組織のあり方	一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所所長 藤山　浩　氏	56名



－ 今 後 の 取 組 の 方 向 性 －

今後の取組の方向性

今後の方向性（総論）

✓ 地域を将来にわたり維持していくため、将来に希望の持てる持続可能な地域づくりを推進する。

- 人口減少・少子高齢化の進行により、地域を支える担い手や資源が縮小する中、行政による全市的な取組に加え、地域主体のコミュニティによる取組（地域自治）の重要性が高まっている。
- 特に、地域自治の強みである顔の見える信頼関係や小回りの利く対応力、地域への愛着・誇りなどを糧とし、分野横断的・総合的な地域づくりに取り組むことができるよう、市として必要な連携・支援を行っていく。

社会情勢の変化	取組の方向性

社会情勢の変化

- 人口減少、少子高齢化の進行等

↓

- 担い手不足の深刻化
- 地域コミュニティの希薄化
- 行財政運営の深刻化
- 市民ニーズや地域課題の複雑化・多様化

取組の方向性

① 地域活動の活性化

具体的な取組

- 地域振興につながるイベントの実施
- 地域福祉活動の推進（送迎・宅配、見守り、介護予防など）
- 町内会など集落活動の支援（回覧配布、ごみ収集、除雪など）
- 地区内の集いの場づくり（学び、食、暮らしなど）
- 地区の情報発信、移住定住の促進、関係人口の創出

▶ 地域活動への新たな支援

② 実行体制の構築

- 地域内の公益的な業務、役職、組織の棚卸
- 地域の取組を企画・調整するコーディネーターや事務員の配置
- 地域の経営指針の策定・運用
- 分野横断的、総合的な対応

▶ 地域運営組織立ち上げ支援と自立に向けた助力

③ 協議体制の構築

これまでの地域協議会を始めとする地域自治区制度の運用実績を土台とし、実行体制との連携を進める。

▶ 地域協議会の関わり方の見直し

→ 将来に希望の持てる **持続可能な地域づくりを推進**

地域自治推進の取組

方策案の骨子概要

方策案の修正内容

検討項目	現行制度	方策案　R7.3	方策案　R8.5
① ~~財源支援の仕組み~~ 地域活動への支援	• 地域独自の予算事業	• 方策案①（地域ビジョンに基づき実施） • 方策案②（その他市民活動の支援）	• 方策案①（地域ビジョンに基づき、実施する事業を地域で決める制度） • 方策案②（まちづくりへの新たなチャレンジを支援する制度の新設） • 地域づくりの学び合いの場の創出
② ~~地域の団体~~ 地域運営組織への支援	• 資金支援等（車両購入補助、事業の共催・後援、公の施設の使用料減免）	（現行制度に加え） • アドバイス等支援 • 人的支援 • 資金支援	（現行制度に加え） • 地域運営組織の立ち上げ・移行支援 • 人的支援 • 資金支援（車両購入補助の拡充）
③ 地域協議会 ⑴ 役割（取組）	• 諮問、答申 • 自主的な審議	• 諮問、答申 • 自主的な審議 • 地域ビジョンの策定	• 諮問、答申 • 自主的な審議 • 地域ビジョンの策定・運用（地域活性化の方向性等の活用）
⑵ 委員定数	• 公募公選	• 団体推薦＋公募（選任投票なし）	• 公募公選
⑶ 人数	• 定数（12～20人）	• 団体推薦委員…地域の実情に応じ決定 • 公募委員…団体推薦委員と同数以下 • 地域ごとに下限を設定、上限なし	• 定数（12～20人）
⑷ 任期・期数	• 4年 • 期数制限なし	• 4年 • 連続2期まで	• 4年 • 期数制限なし
⑸ 報酬・費用弁償	• 無報酬 • 1,200円/出席	• 一定額 • 交通費実費	• 無報酬 • 1,200円/出席

方策案の骨子概要

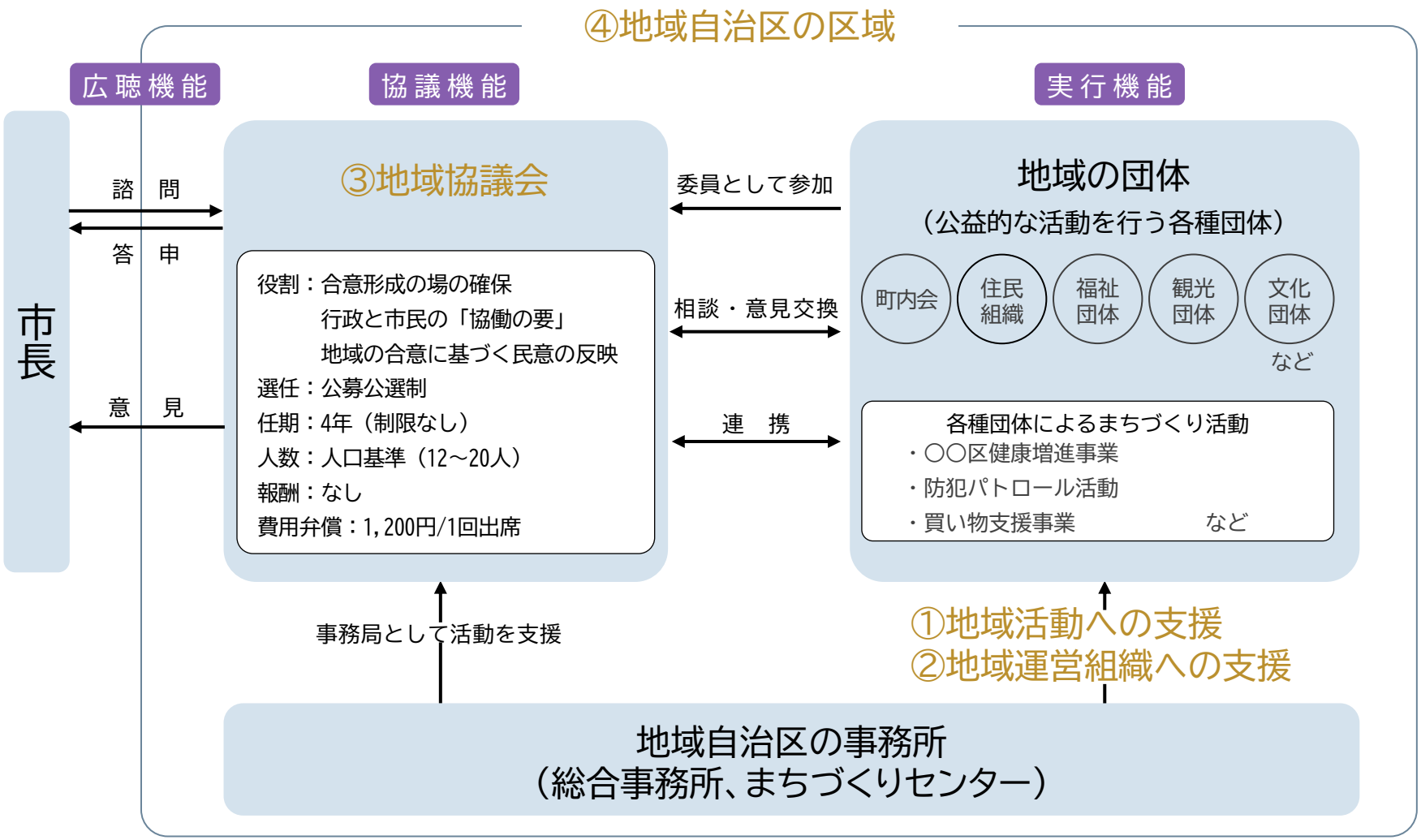
方策案の修正内容

検討項目	現行制度	方策案　R7.3	方策案　R8.5
④　地域自治区の区域	• 28区	• 28区を維持 • 地域の実情を踏まえ、必要に応じて　見直しを検討	• 28区を維持 • 地域の実情変化や住民のニーズ等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討
⑤　地域自治区の事務所（総合事務所及びまちづくりセンター）	• コミュニティプラザの設置運営 • 公民館の設置運営 • 総合事務所及びまちづくりセンターによる伴走支援 • 集落づくり推進員の配置（12地区）	• 集落づくり推進員の配置拡充 • 地域とのかかわりの強化 • 公民館主事との連携強化	（その他項目の進捗状況に応じ適宜対応）

検討項目の相関図

目　的　地域を将来に渡り、維持していくための持続可能な地域づくり

検討項目　①地域活動への支援　②地域運営組織への支援　③地域協議会　④地域自治区の区域



－ 地 域 活 動 へ の 支 援 －

新たな財源支援の仕組みの概要

協働・共創まちづくり補助金　＋　まちづくりスタートアップ補助金

ポイント

- ✓ 予算を「枠」配分する・・・自己負担が生じる問題への対処、提案期限に配慮、高額経費の計上への対応
- ✓ 旧制度の良い点を継承・・・
  - 地域活動支援事業：地域協議会の「協働の要」としての役割
    → 地域協議会が審査することにより、地域の合意による実施を担保（制度①にて対応）
  - 地域独自の予算事業：提案のしやすさ
    → 地域協議会を通さないことにより、萌芽的な活動を推奨（制度②にて対応）

【制度概要】

① 協働・共創まちづくり補助金
- 地域が主体的に考え、地域の様々な主体による連携・協働により、持続可能な地域づくりに貢献する活動に対し、補助金を交付
- 一定の予算額を28地域自治区へ配分

② まちづくりスタートアップ補助金
- 地域課題を主体的に捉え、新たにまちづくりへ一歩踏み出すような活動を支援
- 新たなまちづくりの担い手や団体の発掘にも期待

① 協働・共創まちづくり補助金

【概　要】
一定額の補助金を28区を枠配分（均等割、人口割）
地域協議会で策定する「地域ビジョン」に基づく公益的な地域活動へ補助

【対象団体】
地域の団体（5人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体。）

【補助率・額】
10/10以内。ただし、交際費・飲食費などの対象外経費を設定
総額は、現在見直しを行っている市の財政計画や、これまでの地域活動支援事業、地域独自の予算事業の状況等を踏まえて設定

【予算計上方法・提案時期】
地域政策課にて金額のみ予算計上、提案は実施年度の前年12月末に締切

【審査】
地域協議会にて実施（簡素な方法を想定）

② まちづくりスタートアップ補助金

【概　要】
新規事業の実施に係る初期費用への支援
区域を越えた、区域にこだわらない活動も対象

【対象団体】
地域の団体（2人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体。）

【補助率・額】
上限を設けて定額補助。①と同様に対象外経費を設定
総額は調整中

【予算計上方法・提案時期】
地域政策課にて金額のみ予算計上、提案は実施年度の前年12月末に締切

【審査】
市で実施

①協働・共創まちづくり補助金 取組実施までの流れ

提案団体

＊＊事業
A団体

＃＃事業
B団体

・
・
・

採択

不採択

※※事業
G団体

市
（総合事務所・まちづくりセンター）

①
事前相談・事業提案

②
内容確認
補助対象経費など要綱等への合致確認

③
配分額の提示
事業審査依頼

⑤
審査結果の協議・提示

⑥
採択事業の決定
地域協議会における審査結果を参考として採択事業を決定

⑦
採択事業を通知

⑧
交付申請

⑨
交付決定

地域協議会

④
事業審査（優先順位付け又は事業費の割り当て）
地域ビジョンとの整合性や、公益性、発展性などに基づく審査

※　配分額を超過する場合の調整方法の一例

- 採点結果に基づき、順位付けをし、上位のものから事業を採択する。
- 地域協議会と市が協議し、補助率や補助額を調整し、枠内に収まるように調整することも可とする。

地域ビジョンの策定

地域ビジョンの必要性と活用方法

- 人口減少の進行や社会経済環境が大きく変化する中、地域で様々な主体（市民・事業者・各種団体・行政等）が連携し、各区固有の地域課題に対応していくため、地域全体で進むべき方向性を見失わないための指針が必要。
- 地域における課題解決に向けた取組の整理・実施のよりどころとするほか、地域を次代に継承するため、地域の取組を誰が担うのかを考える上で地域ビジョンを活用していく。

地域ビジョンの策定プロセスと骨子

- 当初は既に策定済みの「地域活性化の方向性」やまちづくりに係る指針等を転用することも可能。
- 今後、自主的審議や地域の団体等との意見交換等の成果の反映、地域住民と協働で策定するなど、必要に応じて更新作業を行う。
- 策定作業については、総合事務所やまちづくりセンター等が伴走支援する。

地域ビジョンのイメージ（一例）

区名	地域の現状と課題	まちづくりの方向性	各種取り組み
○○区	(1)、・・・・・・・・・ (2)、・・・・・・・・・ (3)、・・・・・・・・・	○・・・・・を目指します。 (1)、・・・・・・・・・ (2)、・・・・・・・・・ (3)、・・・・・・・・・	(1) ・・・・・事業 (1) ・・・・・事業 (1) ・・・・・事業 (2) ・・・・・事業 (2) ・・・・・事業 (2) ・・・・・事業 (2) ・・・・・事業 (3) ・・・・・事業 手薄な分野

① これまでの議論、意見交換等を踏まえ、地域の課題を列記

② 地域活性化の方向性をベースとして取組方針を設定

③ 地域で現在取り組んでいる活動を見える化

④ 取組が弱い・不足している等の分野の気づきを得る

⑤ ビジョンへの追加・修正や取組の更新の検討に活用

「地域づくりの学び合い」の機会創出

目的・概要

- 各地域で実施されている地域づくり（まちづくり）の取組を横断的に共有し、取組の成功や失敗など、お互いのノウハウを学ぶ場やネットワークづくりの場を創出する。（1年に1回開催。）
- 上記趣旨を踏まえ対面形式（オフライン）を基本とする。

交流イベント概要

地域づくり活動の発表

- 地域協議会、地域の団体（住民組織）、市の財源支援を活用した団体による取組事例等を発表。
- 3～4団体による事例を発表。
- 取組事例等の発表内容は、取組の目的、課題、今後の課題・展望、成功事例や失敗事例などを発表。

※様々な分野で活躍する団体や若者団体等との交流も検討。

活動団体の交流（ネットワークづくり）

- 地域の特産品やお茶菓子等を用意し、交流しやすい空間を創出。
- 必要に応じて各種団体のPRブースなどを設置。
- 市職員も積極的に団体間同士のネットワーキングに関わる。

コンセプトイメージ

【アウトカム】暮らしやすさの向上と地域の活性化

- つながりや支え合い体制の構築
- 地域コミュニティの維持
- 地域の魅力向上
- 地域の継承　　など

【アウトプット】
団体同士が連携した取組の実施、好事例の横展開、新しい取組の実施、まちづくりの担い手の発掘・育成　　など

【アクション】



主体的に地域づくりに取り組む地域内外の団体同士の交流や学び合いの場を創出し、暮らしやすさの向上と地域活性化につなげる。

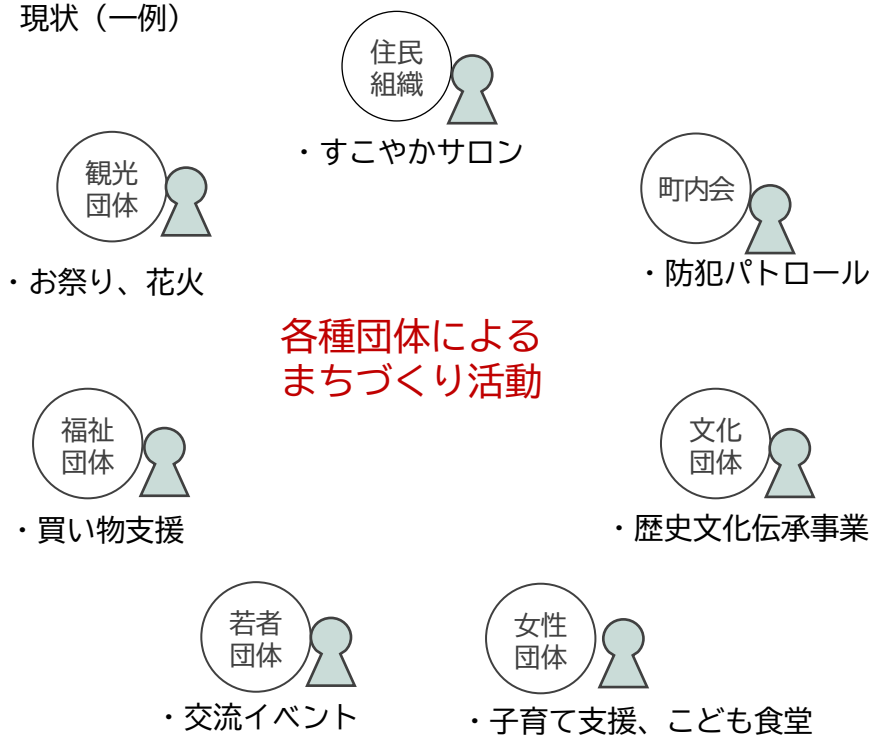
－ 地 域 運 営 組 織 へ の 支 援 －

地域運営組織とは

- 地域自治の推進に向けた協議機能の強化は、地域課題を可視化し、合意形成を図るうえで重要ではあるものの、協議機能だけを強化しても、実行する主体が地域に存在しなければ、議論は具体的な成果につながりにくいものと考える。
- 特に、担い手不足が深刻化する現状においては、「誰が」、「どのように」実行するのかという体制が整っていないことが、地域課題解決を停滞させる大きな要因となっていることから、地域において課題解決を実践する「実行機能」の強化が求められる。

実行機能

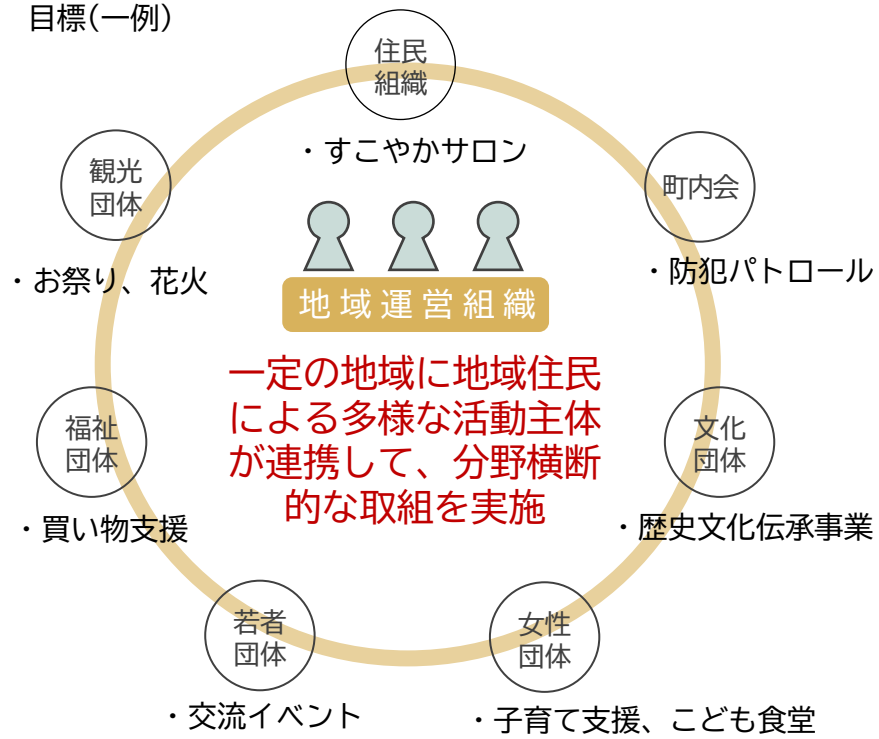
現状（一例）



- 人口減少や高齢化等の社会構造の変化により、地域づくりに関わる担い手不足や特定人材への負担の集中、役の重複、資金不足など様々な課題が散見される。
- それぞれの課題に対して住民組織や町内会などがバラバラに取り組んでも限界がある。

実行機能

目標(一例)



- 分野横断的な地域活動のインフラ（基盤）となる組織を立ち上げることで、地域で活動する既存の団体や住民のほか、移住者や関係人口などと力を合わせ、地域活動の持続可能性を高め、情報の共有、人材の交流を生み出す。

地域運営組織とは

地域運営組織の定義（総務省）

✓ 地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織

地域運営組織に求める要件

- 持続可能な地域づくりを目的とする組織
- 地域課題に対する分野横断的な取組の実施
- 町内会活動の補完や収益事業の実施
- 民主的な運営体制の確保
- 地域づくりにおける代表的な組織としての地域からの信任

など

具体的な取組の一例



送迎サービス

地域住民の移動を支える送迎サービスを始めた。



特産品の生産・地域住民の活躍の場づくり

地域の特産品であるシシトウの選果場を開設した。地域住民の活躍の場・健康づくりにもつながっている。



子育て支援

地域の交流施設で、保育サービスや子ども食堂、学習支援等を行っている。



高齢者交流サービス

地域の高齢者が集まれるサロンや食事会を定期的に開いている。

出所：総務省HP

地域運営組織の活動事例

（一社）ドリームレッド



■設立年月　令和4年3月
■事業　交通・運送、特産品開発、情報発信等
■事務所　赤郷交流センター内
■従業員数　26名　■役員　理事9名・監事2名

交通・運送事業（スクールバスの運行）



スクールバス車両　2台
■7人乗り（セレナ）
■14人乗り（キャラバン）

市からスクールバスの運行を請負い、
空き時間 を 地域の課題 の解消に。
地域デマンドバスで地域の足確保


桜の花見ツアー


通院・買物支援

雲南市 波多地区



■設立年月　平成25月
■事業　販売業務、交通、交流センター業務
■事務所　－
■職員数　4名　■役員　－

交流センター・販売・交通


交流事務に従事

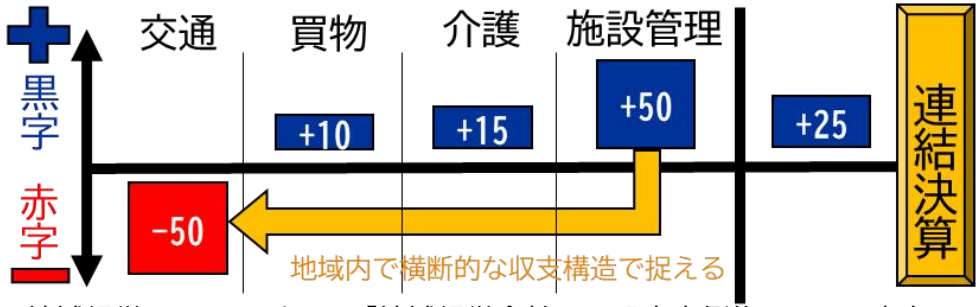

販売レジに対応


買い物客 送迎

一人多役

市からの交付金で、地域運営組織が地元人を雇用し
分野や集落を横断してつなぐ取組を実践

★これからの地域は横断的に事業を運営する組織が必要★



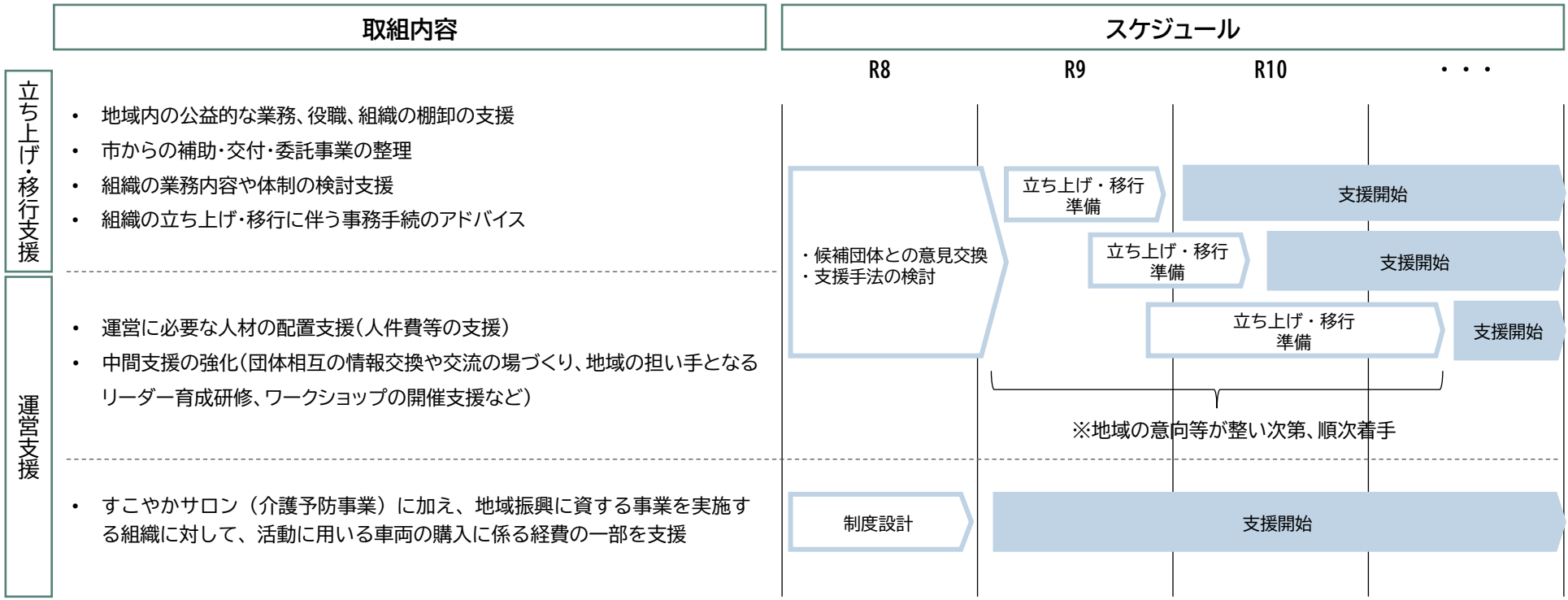
出所：山口県（2023）『新しい地域経営のステージへ～「地域経営会社」の設立事例集～』を一部加工

地域運営組織に対する支援

今後の方向性

- ✓ 地域のニーズを前提とし、地域自治区単位での公益的な活動の企画・実施を行政や各種団体と連携して総合的・持続的に取り組むことができる団体（地域運営組織）の設置を支援する。
- ✓ 組織運営に必要な人材確保や車両購入に係る経費の一部を支援する。

具体的な取組



－ 地　域　協　議　会 －

地域協議会

今後の方向性

- ✓ 地域における実行機能の強化（地域運営組織の設置）に優先的に取り組む一方、現時点において、地域協議会は現行制度を引き続き運用する。
- ✓ また、地域ビジョンの策定・運用を行い、地域活動のよりどころとする。
- ✓ 将来的には地域運営組織との一体的な運用を行うことも想定。

区　分	R7.3方策案概要	R8.5方策案概要
内　容	①　諮問に対する答申 ②　自主的な審議 ③　地域自治区の目指す姿とその実現に向けた方策を盛り込む『地域ビジョン』を策定	①　諮問に対する答申 ②　自主的な審議 ③　地域自治区の目指す姿とその実現に向けた方策を盛り込む『地域ビジョン』を策定（「地域活性化の方向性」等の転用可）
委員選定	団体推薦＋公募　（選任投票なし、性別・年齢のバランスに配慮）	公募公選
人　数	①　団体推薦委員・・・地域の状況に応じて決める（地域コミュニティ（住民組織、町内会）を始め、若者、女性、子ども、福祉、農林業や商工業、観光、文化などの分野の団体を想定） ②　公募委員・・・団体推薦委員と同数以下とする ③　地域の状況に応じて下限を定める	人口規模に応じて 12～20名
任　期	4年	4年
期　数	連続2期まで(1期4年の間隔を置けば再任可)	なし
報　酬	一定額を支給	無報酬
費用弁償	交通費実費	1,200円/回

※ 現行制度と同様

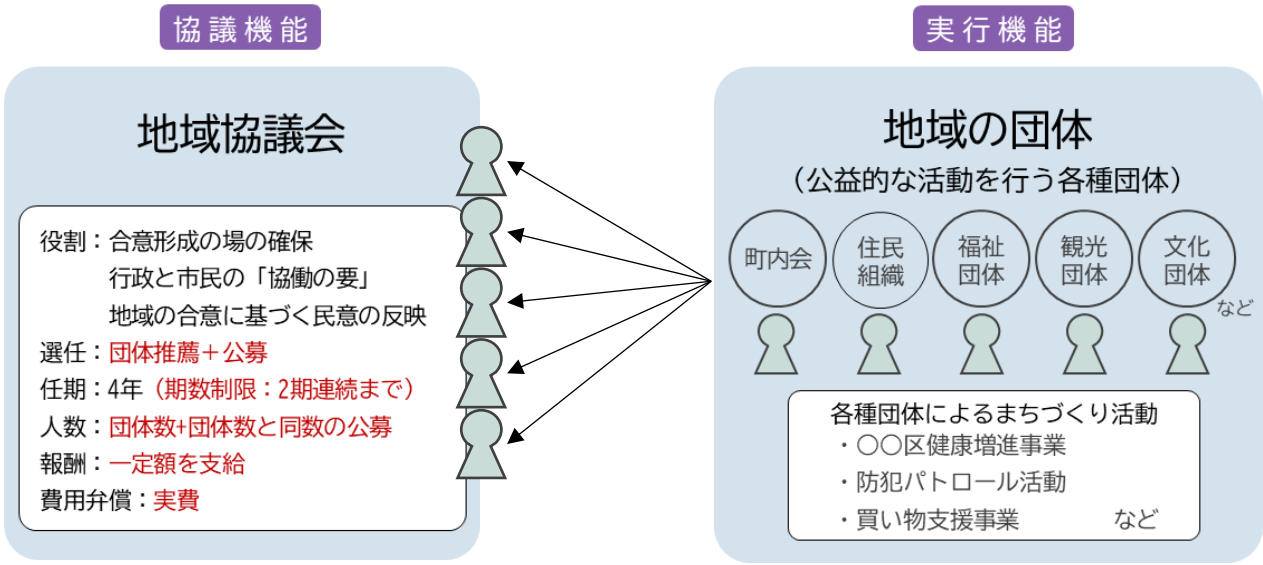
委員の団体推薦に対する考え方

≪現状に対する課題認識≫

「住民同士の支え合い」や「活気を生み出す」ような、自治区単位での**自主的な活動がなかなか広がらない。**

要因
- 活動を企画・実行する**人材の確保が困難。**
- 地域自治区制度の下で、地域の課題を拾い上げ、**地域や市に対して解決策の提案まで到達する事例が限定的。**

≪R7.3時点の方策案≫



地域協議会と地域の団体を直接つなげる仕組み

- 地域協議会における委員の固定化、高齢化、女性比率の向上といった諸課題を改善
- 地域協議会（協議機能）と地域の団体（実行組織）を直接的に結びつけ、課題解決に向けた取組を実行しやすくする。

≪R7.3時点の方策案の課題≫

- 地域の団体の数が多く、団体選定が難しい地域があるほか、これまでの選定方法に制限をかける場合もある。（市街地等）
- 地域協議会委員となる地域の団体を選定する作業に当たり、選定委員会等を立ち上げる必要があるため、新たな事務が発生する。
- 物理的に地域協議会（協議機能）と地域の団体（実行機能）をつなげても、地域の団体（実行機能）における、担い手不足、資金不足といった課題は改善されず、地域における課題解決に向けた取組が実行される担保がない。
- 地域の団体への依頼によって地域協議会委員を選定するため、「やらされ感」につながってしまう。
- 地域協議会に補助事業の選定を依頼した場合、団体の意見が優先される可能性が高まる。

－ 地 域 自 治 区 の 区 域 －

地域自治区の区域

今後の方向性

- ✓ 地域住民が地域の状況を理解し共有することができ、住民同士のつながり、安心感や共感、帰属感があり、相互に協力的な行動ができる身近な区域を理想的な姿として、現行の28区を維持する。
- ✓ 将来的には人口減少に伴う、地域の実情変化や住民のニーズ等を踏まえながら、必要に応じて見直しを検討する。

地域自治区	各地域自治区を所管する事務所
高田区	南部まちづくりセンター
金谷区	
三郷区	
和田区	
新道区	中部まちづくりセンター
春日区	
諏訪区	
津有区	
高士区	
直江津区	北部まちづくりセンター
有田区	
八千浦区	
保倉区	
北諏訪区	
谷浜・桑取区	

地域自治区	各地域自治区を所管する事務所
安塚区	安塚区総合事務所
浦川原区	浦川原区総合事務所
大島区	大島区総合事務所
牧区	牧区総合事務所
柿崎区	柿崎区総合事務所
大潟区	大潟区総合事務所
頸城区	頸城区総合事務所
吉川区	吉川区総合事務所
中郷区	中郷区総合事務所
板倉区	板倉区総合事務所
清里区	清里区総合事務所
三和区	三和区総合事務所
名立区	名立区総合事務所

– 今 後 の ス ケ ジ ュ ー ル –

今後のスケジュール（令和8年度）

項目	R8(2026)									R9(2027)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
方策案についての意見交換・修正		上越市議会との意見交換										
		地域協議会との意見交換										
			※　その他、有識者からの意見聴取や庁内検討を想定									
			意見交換を踏まえた方策案の修正									
地域活動への新たな補助制度の実施					周知、募集開始							
					提案受付				締切			
										提案内容検収		
											事業選定（地域協議会）	

今後の全体スケジュール（R8～R10）

項目		R8（2026）				R9（2027）				R10（2028）			
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
①地域活動への支援	協働・共創まちづくり補助金	制度設計		周知・募集		運用開始							
	まちづくりスタートアップ補助金	制度設計		周知・募集		運用開始							
	交流事業								実施				実施
②地域運営組織への支援	立ち上げ・育成	制度設計				地域の意向等が整い次第、順次支援開始							
	資金支援	制度設計（人的支援）								運用開始			
		制度設計（車両購入支援）				運用開始							
③地域協議会	—	現行制度にて運用											
										●委員改選			
④地域自治区の区域	—	現行制度にて運用											
（その他）地域自治区の事務所	—	取組の進捗に応じて、適宜対応											

資料№1

令和8年度
第2回保倉区地域協議会

令和8年5月28日(木)

地域行事の振返り
5月23日(土)ほくらスポーツフェスティバル

保護者・祖父母・町内会役員など、地域の人が子どもをきっかけに顔を合わせる機会となった





▲幼児種目（未来の保倉っ子！と紹介）



▲卒業生（中学生）も顔を出してくれた

5月23日(土)ほくらスポーツフェスティバル
全校種目：ジャンケンピラミッド





今年から新しく始まった種目。
全校児童が、地域の方とのジャンケンを楽しんだ。

5月23日(土)ほくらスポーツフェスティバル
地域種目：大玉運び









昨年復活した地域種目。今年は内容を変え、継続。
子ども達が大人を応援してくれた。
小学校後援会提供の参加賞も好評。

ほくらスポーツフェスティバル
令和8年度の実施状況と来年度への引継ぎ事項

取組項目	令和8年度の実施状況	来年度への引継ぎ事項
◆子どもを真ん中に集う	・小学生の保護者、祖父母 ・保育園児・中学生 ・町内会長ほか	
◆地域の次の世代を育てる（保倉区の維持）	・昨年から取り組んだ、地域種目等で参加者の交流が深まった。 ・運営は？	
◆暮らしに直結する地域活動（町内会活動の維持）	・町内会単位での活動はないが、近所同士で座っている姿もあった	
◆令和の地域情報のあり方	・回覧板？	

子ども会役員と地域協議会委員の懇談会

■なぜ子ども会役員と懇談するのかを整理

取組項目	子ども会特性
◆子どもを真ん中に集う	・小学生の保護者。地域行事に欠かせない子どもの参加を促進する ・子どもに近い保護者から、子どもが参加したくなるヒントを聞く
◆地域の次の世代を育てる（保倉区の維持）	・人口減で活動していない町内会もある。どこかと連携すれば活動できるかもしれない。他町内のやり方も参考になる ・保倉まちづくり振興会の中に位置付け、調整していくことも必要か
◆暮らしに直結する地域活動（町内会活動の維持）	・町内会単位で存在している組織 ・町内会とのつながりがある
◆令和の地域情報のあり方	・学校を通さなくても、町内会長から連絡できる ・登校班でもあるため、保護者がLINE等で日頃から連絡をとっている関係　このネットワークを地域活動にも活かせないか

■日時など

- 日時：6月25日(木)18：30～
- 場所：保倉地区公民館
- 目的：町内会に紐づく「子ども会」の実態を確認、情報交換
- 　　地域協議会から今年度のラジオ体操等への参加を呼び掛ける

消防団・体育委員の皆さんの意見(R7.11.25)

■早朝ラジオ体操について

感想・実態	具体的なアイディア
・町内ばらばらな状態が続いているのに、地区みんなでラジオ体操をやるのはどうなのか ・町内では子ども2世帯のみで、継続できない ・町内では子どもが少なく、同級生もいないので隣の町内に行っている ・町内ではコロナきっかけにやめて復活しない ・子どもがいないと参加しづらい	・各町内会のラジオ体操実施状況を洗い出す。子ども会に聞いてみる ・子どもだけではなく、大人の関わりも必要。前に立つ人を6年生だけではなく、町内会持ち回りにしてはどうか ・保倉地区の役員の顔を知ってもらうため、役員も前に出る
・6年生は地域貢献を学習しているので張り切って参加していた。6年生が前に立つ意識がある ・夏休み、同級生に会える貴重な機会になっている ・子どもは正直なところ、面倒くさがっている ・ハンコ押印をしてあげたら、子どもは喜んでいた ・子どもにも地域の行事に参加する大切さを教えるために、参加を続けている ・大勢の人が集まって一体となってやるのは気持ちがいいことだと思った	・子ども会単位で参加し、特典を設ける →例）花火セット、夜に集まる思い出もできる ・ラジオ体操+生態観察とコラボして集約する ・ラジオ体操後にちょっとしたイベントで楽しむ ・ジャンケン大会・抽選会・輪投げ ・宝探し（積雪シーズンでも可） ・クイズ（ABの選択で、保倉にまつわる問題） ・大人数だからこそできる、ギネスチャレンジのようなもの（歩こう会の雨天案にも利用）

- 町内会に紐づく「子ども会」の実態を確認、情報交換
- 地域協議会から今年度のラジオ体操等への参加を呼び掛ける

子ども会役員との懇談会・事前聞き取り項目

- お花見
- クリーン活動
- ラジオ体操
- 夏休み
  ・夏祭り・旅行・食事会等
- クリスマス会
- さいの神
- 進級祝い（歓送迎会）
- 廃品回収
- 生態観察（多面的機能支払交付金関係）
- 町内会からの補助・町内会行事の役割

他にも子ども会に
聞きたい項目はあるか？

各町内の取組を知る機会
＝情報交換も懇談の目的

子ども会役員との懇談会・テーマ（案）

- 各町内のラジオ体操の実態
- 保倉地区ラジオ体操集会（継続イベント）への参加
  子ども会単位での参加
  （声掛けや会場までの交通手段の調整等）
- 子どもたちにとって活動の必要性・満足度

どんなテーマで地域協議会と子ども会役員が懇談するか
どんな意見を引き出して、次の活動につなげるか

（参考）保倉区地域協議会　これまでの経過



- R6年7月第３回地域協議会：R7年度「歩こう会」実施を決定
- R6年8月4日：早朝ラジオ体操　参加者約80人
- R6年12月：子育て世代(主に30-40代)との懇談会
  - ・学校行事なら参加しやすい・子どもを集めないと大人は来ない→「歩こう会」長・短コースの設定
  - ・インターネットを活用した意見募集や情報発信をしてはどうか→「歩こう会」QRコードでの感想募集
- R7年5月：保倉小学校スポーツフェスティバル　地域種目の復活
- R7年5月：健康福祉関係者(主に60代女性)との懇談会
  - ・顔の見える関係で、安心して心地よく保倉で暮らしたい
  - ・イベントを継続し、定着させ、次の世代に引き継ぐ



- R7年8月3日：早朝ラジオ体操　参加者約150人
- R7年10月11日：第1回「保倉歩こう会」参加者約150人
- R7年10月：北諏訪まちづくり振興会視察研修
  - ・楽しんでいる姿の共有→「歩こう会」写真の回覧・公民館掲示
  - ・若手の関わり→本日の消防団・体育委員との懇談会開催へ



- R8年10月 100キロマラソン応援事業を計画中

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組のスケジュール変更について

資産活用課

総合管理計画に基づく取組（公の施設の適正配置、公の施設の適正管理、公の施設の受益者負担の適正化（使用料））のスケジュールについて、下記のとおり変更します。

●変更前（令和８年３月～4 月に各地域協議会において説明）

		適正配置	適正管理	使用料
令和８年度	R8. 4～	関係者と協議		
	R8. 7～		地域協議会へ諮問答申	地域協議会へ報告
	R8. 9～	地域協議会へ説明	条例改正議案を提案	
	R8. 10～		利用者への周知	
	R8. 12～	市議会所管事務調査で計画案を報告 パブリックコメント		
	R9. 2	市議会所管事務調査で後期計画を説明		
令和９年度	R9. 4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

●変更後

		適正配置	適正管理	使用料
令和８年度	R8. 5～	市内部見直し（案）の決定		
	R8. 5 末～	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
	R8. 7～	地域協議会へ途中経過を説明	地域協議会へ見直し案を説明	
	R8. 9～	地域協議会へ後期計画案を説明	地域協議会へ諮問答申	地域協議会へ報告
	R8. 11		条例改正議案の決定	
	R8. 12～	市議会所管事務調査で計画案を報告 パブリックコメント	条例改正議案を提案	
	R9. 1		利用者への周知	
	R9. 2	市議会所管事務調査で後期計画を説明		
令和９年度	R9. 4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し